

高陽地域・白木地域活性化プランに基づく自立的・持続的な取組支援等業務に係る 公募型プロポーザル手続き開始の公示

令和7年4月23日

次のとおり提案書の提出を招請します。

広島市長 松井 一實

1 業務の概要

- (1) 業務名
高陽地域・白木地域活性化プランに基づく自立的・持続的な取組支援等業務
- (2) 業務内容
別添「高陽地域・白木地域活性化プランに基づく自立的・持続的な取組支援等業務基本仕様書」のとおり。
- (3) 契約期間
契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 事業費
本業務に係る費用は5,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。
- (5) 事業担当課
広島市企画総務局地域活性化調整部地域活性推進課（本庁舎11階）
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
Tel 082-504-2837 Fax 082-504-2029
電子メール chiikikassei@city.hiroshima.lg.jp

2 受託候補者の特定方法

公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を特定する。

公募型プロポーザル手続きなどの詳細については、「高陽地域・白木地域活性化プランに基づく自立的・持続的な取組支援等業務に係る公募型プロポーザル説明書」（以下「プロポーザル説明書」という。）による。

3 応募資格

次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当しない者であること。
- (2) 広島市競争入札参加資格の「令和5・6・7年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-02調査・研究」に登録されている者であること。
- (3) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している団体でないこと。

4 応募資格確認申請書

- (1) 提出期間
公示日から令和7年4月30日（水）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 提出先
前記1(5)の事業担当課
- (3) 提出方法
応募資格確認申請書（様式1）を作成し、添付書類と共に、持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）にて提出すること。
- (4) 応募資格確認結果の通知
応募資格確認申請書の受理、審査後、応募者に速やかに書面又は電子メールにて通知する。

5 質問の受付及び回答

- (1) 受付期間
公示日から令和7年4月30日（水）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 受付場所
前記1(5)の事業担当課
- (3) 受付方法
質問書（様式2）に記入の上、電子メール又はFAXで提出すること。
- (4) 質問に対する回答
質問者に直接回答するほか、前記1(5)の事業担当課において、令和7年5月13日（火）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで供覧するとともに、広島市ホームページに掲載する。

6 提案書の提出

- (1) 提出期限
令和7年5月13日（火）午後5時15分まで
- (2) 提出先
前記1(5)の事業担当課
- (3) 提出方法
持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと）

7 プレゼンテーション

- (1) 提出された提案書について、次のとおり提案者によるプレゼンテーション（参加者による質疑応答を含む。）を行うことを予定している。
 - ・実施日：令和7年5月20日（火）（予定） ※詳細は提案者に別途通知する。

- ・プレゼンテーション：20分以内、質疑応答：10分程度
 - ・プレゼンテーションに用いる資料は、事前に提出された提案書のみとする。
- (2) プレゼンテーションを欠席するとともに、プロポーザルの参加を取りやめようとする者は、プレゼンテーション実施日前日の午後5時15分までに、プロポーダル辞退届（様式5）に記入の上、持参又は郵送（配達証明付き書留郵便により、提出期限までに必着のこと。）で提出すること。
- (3) プレゼンテーションを欠席した者は、プロポーダルを辞退したものとみなす。

8 審査

- (1) 高陽地域・白木地域活性化プランに基づく自立的・持続的な取組支援等業務プロポーダル審査委員会が行う。
- (2) 審査基準
プロポーダル説明書による。
- (3) 審査結果の通知
受託候補者を特定した後は、速やかに提案者全員に書面にてその結果を通知する。（令和7年5月下旬を予定）

9 その他

- (1) 本プロポーダル手続において用いる言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本円とする。
- (2) 提案書等の作成及び提出に係る費用は応募者の負担とする。
- (3) 次に掲げる応募は、無効とする。
- ア 本件公示に示した応募に参加する者に必要な資格のない者がした応募
 - イ 提案書等に虚偽の記載をした者又はその他不正の行為をした者がした応募
- (4) 契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。
- ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。
- ア 保険会社との間に広島市長を被保険者とする履行保証保険契約を締結して、前記1(5)の事業担当課に提出したとき。
 - イ 契約保証金免除申請書（広島市のホームページからダウンロードできる。）を、前記1(5)の事業担当課に提出したとき。なお、契約保証金免除申請の承認には、次の(ア)から(ウ)までに掲げる条件を全て満たしている必要がある。
 - (ア) 契約を締結しようとする日から過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行していること。
 - (イ) 広島市税について滞納がないこと。
 - (ウ) 消費税及び地方消費税について未納税額がないこと。
- (5) その他、詳細はプロポーダル説明書による。